

平成 30 年度島根支部事業計画（案）

平成 30 年 1 月 16 日 平成 29 年度第 5 回評議会

平成 30 年度 島根支部事業計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>(1) 現金給付の適正化の推進</p> <p>①不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給による適否を判断するとともに、必要に応じて事業主への立入検査を実施する。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。</p> <p>②傷病手当金と障害年金の併給調整については現行通り、確実に実施する。</p> <p>(2) 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>①医療費の適正化を図るため、資格・外傷・内容の各点検を実施する。特にレセプト内容点検については、効果向上計画に基づき、自動点検マスター等のシステムを活用した効果的な点検を推進するとともに、新たな点検ノウハウの習得等を目的とした内容点検の外注化を進める。</p> <p>②点検技術の底上げのための点検員研修の実施、情報の共有化とスキル向上を目的とした点検員会議・勉強会（毎月）の実施、支払基金との定例打ち合わせ会等を実施する。</p> <p>■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする (※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</p> <p>(3) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <p>①柔道整復施術療養費の適正化のため、保険給付適正化プロジェクトチーム会議による効果的な審査及び調査手法の検討を行う。また、多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。</p> <p>■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> <p>(4) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進</p> <p>①各種広報媒体や健康保険委員セミナー等を通じて、無効となった保険証の速やかな回収について更なる周知を</p>

	<p>行う。</p> <p>②日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。</p> <p>③発生した債権の早期回収のため、文書催告を速やかに実施するとともに、電話や訪問による催告、法的手手続き並びに保険者間調整などの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</p> <p>④交通事故等の原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努めるとともに、医療機関への負傷原因報告書ハガキの設置を継続する。</p> <p>■KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 97.0%以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする</p>
	<p>(5) サービス水準の向上</p> <p>①効率的かつ効果的な窓口サービスを開拓するため、お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。</p> <p>②郵送による申請の促進及び届書・申請書作成支援サービスの使用促進等、事務処理の効率化を図るため、各種広報媒体や健康保険委員研修会等において周知を行う。</p> <p>■KPI : ① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の各種申請書に係る郵送化率を 87.0%以上とする</p>
	<p>(6) 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>①事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、島根県内の医療機関と連携し、医療機関の窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。</p> <p>■KPI : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 83.0%以上とする</p>
	<p>(7) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <p>①被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。</p>

	<p>■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を91.0%以上とする</p> <p>(8) 保険証適正使用の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資格喪失した保険証の誤使用防止や受診する都度の保険証提示について、加入者や事業主に対する広報を強化するとともに、多受診者や重複受診者に対する受診指導を行う。 ②医療機関等の窓口における保険証の資格確認事務に関して、適切な確認を行うよう医療事務従事者研修会などを通じて啓発を行う。 <p>◆支部独自事業：【継続】診療報酬支払基金と連携し、医療機関の事務担当者（医科）を対象に健康保険事務及びレセプト請求にかかる周知、情報提供を実施</p> <p>※（4）返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進とも関連あり</p>
2. 戦略的保険者機能関係	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一</p> <ul style="list-style-type: none"> I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化 <p>(1) ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供〈I、II、III〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業所単位での健康・医療データの提供については、健康宣言事業所を中心にヘルス・マネジメントカルテを提供するとともに、健康宣言事業所数の更なる拡大に向けて注力する。 ②個人単位の健康・医療データの提供については、国における検討状況も踏まえながら、保険者として先行実施が可能な部分がないかなど、戦略的な検討を行う。 <p>(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①島根支部上位目標：代謝リスク保有率（男性）を全国平均以下にする。 ②「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施するため、健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析を活用して、島根支部における事業所・加入者の特性や課題の把握に努める

	<p>とともに、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。</p> <p>※「コラボヘルスの取組」については、⑥健康経営にまとめて記載。</p> <p>◆支部独自事業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①【継続】加入者の健康増進のため、松江・出雲・浜田でのウォーキングイベント実施 ②【継続】健康増進支援サイト「へるし～まね」を運用し、ＩＴを活用した健康づくり支援を実施 ③【新規】受動喫煙対策のポスターを作成し、健康保険委員等へ配布 <p>③特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未受診事業所には、職員による通知や架電中心の勧奨と外部委託を活用した勧奨を行う。また、引き続き、健診実施機関や社会保険労務士と連携した事業者健診結果データの取得勧奨を実施するとともに、健康宣言などの事業所における健康づくりの基礎として健診を位置づけることで、事業主の理解を深め、受診率及び事業者健診データ取得率の向上へ結び付ける。 ・被扶養者の健診については、県内全市町村との包括協定を活かして、市町村で実施するがん検診との連携強化を図るとともに、支部独自健診の拡充など、加入者の特性やニーズに応え、受診の増加を図る。 ・県内全 19 市町村と連携し、健診促進の懸垂幕またはのぼりを市庁舎等へ掲示する。(継続事業) <p>◆支部独自事業：【新規】包括協定を締結した島根県内全 19 市町村と連携し、市町村ごとに加入者の健診受診方法や日程等が把握できるリーフレットの作成</p> <p>■KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を 62.0%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 11.0%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 34.0%以上とする</p> <p>■被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：103,744 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 62.0%（実施見込者数：64,322 人） ・事業者健診データ 取得率 11.0%（取得見込者数：11,452 人） <p>■被扶養者（受診対象者数：26,804 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 34.0%（実施見込者数：9,123 人） <p>■健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診実施機関による事業者健診結果データの取得勧奨。 ・外部委託業者による事業者健診結果データの取得勧奨。
--	--

④特定保健指導の実施率の向上及び平成 30 年度からの制度見直しへの対応

平成 30 年度からの制度見直しを契機とし、「健診当日に初回面談の分割実施」ができるよう健診機関との連携を強化し、健診の受診から保健指導を受けるまでの一貫した体制の強化と拡大を行い、加入者の利便性の向上を図る。

◆支部独自事業：【継続】動機付け支援を実施中の対象者に対して、支援開始 3 か月目に支部独自の支援文書及び啓発リーフレットを送付

■KPI：特定保健指導の実施率を 27.2%以上とする

■被保険者（受診対象者数：14,087 人）

・特定保健指導 実施率 28.6%（実施見込者数：4,029 人）

（内訳）協会保健師実施分 24.6%（実施見込者数：3,466 人）

アウトソーシング分 4.0%（実施見込者数：563 人）

■被扶養者（受診対象者数：836 人）

・特定保健指導 実施率 4.1%（実施見込者数：34 人）

■保健指導の受診勧奨対策

・特定保健指導（被保険者）の動機付け支援者に対する中断対策。

⑤重症化予防対策の推進

生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら、医療機関へ受診をされていない加入者への受診促進を図る。また、糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために主治医・自治体と連携し、保健指導を行う。

◆支部独自事業：【新規】がん検診（生活習慣病予防健診）のうち、がんの項目について要治療・要精密検査の者に対して受診勧奨文書を送付

■KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 15.0%以上とする

■未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 67 人

■糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

・糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぎために主治医・自治体と連携し、保健指導を行う。

⑥健康経営（コラボヘルスの推進）

・ヘルス・マネジメント認定制度における健康宣言事業所数の更なる拡大を図るため、事業所訪問による勧奨

	<p>を継続し、また、取組の質を向上させる観点から、ヘルス・マネジメント認定制度において健康宣言した事業所及び認定した事業所に対して、ヘルスアップサポート事業を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定事業所には、「ヘルス・マネジメント認定事業所ロゴ・マーク」を提供し、制度の普及促進並びに認知度向上に寄与する取組及び広報を実施する。 ・事業所単位での健康・医療データの提供については、本年度もヘルス・マネジメントカルテを作成し、経年でのデータ比較できるよう「見える化」して提供する。 <p>◆支部独自事業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①【継続】島根県・山陰中央新報社と連携した事業所の認定・表彰制度である「ヘルス・マネジメント認定制度」の継続した実施 ②【継続】ヘルスアップサポート事業で健康宣言事業所及びヘルス・マネジメント認定事業所に対して、出前講座の提供または健康測定機器の貸し出しを実施 ③【新規】ヘルスアップサポート事業の「歯周病対策出前講座」と併せて歯周病簡易検査キットを提供し、歯周病予防対策を実施 <p>(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈I、II、III〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①広報分野におけるP D C Aサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査を実施し、前年度からの改善を踏まえた広報計画の検討を行う。 ②健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主・加入者との結びつきを更に強めるべく、委嘱者数の拡大に向けて努める。 ③健康保険委員を対象としたメンタルヘルス対策及びジェネリック使用促進セミナーを開催する。また、セミナー受講後に、健康保険委員同士の意見交換会を実施する。 <p>■KPI：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を60.0%以上とする <p>(4) ジェネリック医薬品の使用促進〈I、III〉</p>
--	--

	<p>①支部ごとの阻害要因を数値化したジェネリックカルテを更に活用するため、島根支部の取組によるジェネリック医薬品の使用割合の変化を経年で分析することにより、改善の弱い部分に着目して対策する。</p> <p>◆支部独自事業：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①【継続】島根県と連携し、「しまねっこ」を掲載したジェネリック医薬品使用促進シールを作成 若年層をemainターゲットとして配布予定 ②【継続】島根県薬剤師会と連携し、先発医薬品とジェネリック医薬品の疾患別価格差を記載したリーフレットを薬価改定に合わせて作成 ③【新規】包括協定を締結した県内全 11 町村と連携し、懸垂幕またはのぼりによるジェネリック医薬品使用促進の広報を実施（県内 8 市については継続事業） <p>■KPI：島根支部のジェネリック医薬品使用割合を 76.9%以上とする</p>
	<p>(5) インセンティブ制度の本格導入〈II、III〉</p> <p>①新たに平成 30 年度から導入する制度であることから、まずは制度の周知広報を丁寧に行うとともに、初年度の実施結果を迅速に検証して次年度につなげる。</p>
3. 組織体制関係	<p>(6) 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ〈I〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比 (SCR) を分析するためのツールを活用し、地域差の要因分析を行う。 ②地域医療見える化したデータベースも活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、エビデンスに基づく意見発信を行う。また、包括協定を締結した島根大学と連携して分析を行うことで、地域における意見発信の効果をより高める。 ③医療提供体制等に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。 <p>■KPI：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議へ被用者保険者の参加率を 100%とする ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する

	<p>①標準人員に基づく人員配置を実施していくとともに、支部内の部門間連携を強化し、業務処理の見直しに伴う生産性の向上も見据えながら、必要に応じた業務体制の見直しを行う。</p> <p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p> <p>①本部による評価者研修などの内容を支部内で確実に共有し、支部職員の実態に即した効果的な評価制度の運用を実施する。</p> <p>(3) OJTを中心とした人材育成</p> <p>①OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</p> <p>②戦略的保険者機能の更なる発揮のため、支部内におけるジョブローテーションを通じた人材育成を活発化させる。</p> <p>(4) 支部業績評価の本格実施に向けた検討</p> <p>①支部業績評価の本格実施への移行を踏まえ、他支部の事業も参考にしながら島根支部の業績をより向上させていく。</p> <p>(5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>①調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査や公告後の業者への声掛けを実施し、一者応札案件の減少に努める。</p>
--	--